

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）に係る面談
2. 日時：令和5年12月6日（水）10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
石井安全審査官、横山係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当5名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当3名（Web会議システムによる出席）

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）について、資料に基づき、主に本年11月14日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメントを伝えた。

- 実効線量の評価において、放出された放射性物質が地表に沈着したことによるγ線からの外部被ばく線量の評価について、本変更認可申請による変更後の評価方法として、IAEA-TECDOC-1162に示されている実効線量換算係数を用いるとしているが、同文書のどの箇所を参照して変更後の評価方法の中で用いているか示すこと。
- 地表沈着による外部被ばく評価方法の変更について、既認可における方法と本変更認可申請における方法のそれぞれによる結果を比較し、変更認可申請における方法で求めた値の保守性を示しているが、それぞれの評価条件が明確でなく比較できないため、その条件を明確にするとともに資料に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（実効線量の評価に用いる気象条件、評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更）
- 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

以上